

平成 18 年 度
国家予算に関する要望

平成 17 年 7 月

指 定 都 市

札幌市長
仙台市長
さいたま市長
千葉市長
川崎市長
横浜市長
静岡市長
名古屋市長
京都市市長
大神戸市長
広島市長
北九州市長
福岡市長

上藤相鶴
阿中
小松栴
關矢秋末
山

田井川岡部田嶋原本
田葉吉崎

文宗啓孝
善武賴淳
立忠興広

太

雄黎一一夫宏吉久兼一郎利一郎

札幌市議會議長
仙台市議會議長
さいたま市議會議長
千葉市議會議長
川崎市議會議長
横浜市議會議長
静岡市議會議長
名古屋市議會議長
京都市議會議長
大阪市議會議長
神戸市議會議長
広島市議會議長
北九州市議會議長
福岡市議會議長

大柳鶴石
矢伊伊佐卷高佐藤中妹

越橋崎井沢波東橋野野伯田島尾

誠邦敏茂博洋稔典
伸育博慎俊

之

幸彦康隆孝助浩一渡生三之一見

地方分権の時代にふさわしい自主的・自立的なまちづくりを推進していくためには、地方税財源の充実確保が不可欠であり、国から地方への基幹税による税源移譲を進めるとともに、国の関与を廃止・縮減し、簡素にして効率的な行財政制度を確立する必要があります。そのために指定都市としても行財政改革に今後とも徹底して取り組んでまいります。

指定都市としては、極めて厳しい財政状況のなか、各圏域の中核都市としての都市基盤の整備等に加え、国際化、情報化の進展への対応など大都市特有の行政需要の増大に対し、事務事業の見直しによる歳出の節減合理化や税外収入の確保などに懸命の努力を尽し対応してまいりました。

今後とも、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るためには、大都市が先駆的かつ先導的役割を果たすことが不可欠であり、厳しい選択を行いながら、少子・高齢化対策や環境問題への対応、都市の再生、

災害に強い都市づくりなどの緊急かつ重要な施策について、積極的に推進していかなければなりません。

国の来年度の予算編成について、非常に厳しい情勢にあることは承知していますが、三位一体の改革により国から地方への税源移譲・権限移譲が一体的に行われ、真の地方分権が実現するまでの間、以下の要望事項は大都市行政を推進するうえで、是非とも国の協力が必要な事項を厳選したものです。

平成18年度国家予算編成にあたり、政府ならびに関係機関においては、この趣旨を踏まえ、格段の配慮をされるよう強く要望します。

要 望 一 覧

国から地方への税源移譲・権限移譲を基本とする三位一体の改革の実施ならびに大都市税財源の充実強化に関する要望	1
保健福祉行政の充実に関する要望	5
教育行政の充実に関する要望	10
廃棄物処理事業の促進に関する要望	13
環境保全対策の充実に関する要望	15
雇用対策に関する要望	17
震災対策等に関する要望	18
国民保護に係る業務に関する要望	20
大都市交通事業に関する要望	21
都市基盤の整備促進に関する要望	24
港湾施設の整備促進に関する要望	27
住宅対策の充実に関する要望	28
上水道事業の促進に関する要望	29

国から地方への税源移譲・権限移譲を基本とする三位一体の改革の実施ならびに大都市税財源の充実強化に関する要望

1 国から地方への税源移譲・権限移譲を基本とする三位一体の改革の実施

三位一体の改革は、国の関与を廃止・縮減し、税源移譲により地方税の充実を図ることで、歳入・歳出両面での地方の自由度を高め、真に住民に必要なサービスを地方自らの責任で自主的、効率的に選択する幅を拡大する、地方分権改革のはずである。

こうした考え方に基づき昨年8月に地方の改革案を取りまとめたところであるが、政府・与党合意による三位一体の改革の全体像では、多くの課題が先送りされ、また、税源移譲を伴わない、スリム化と称した単なる国庫補助負担金の削減や交付金化が行われるとともに、平成19年度以降の第2期改革が示されていないなど、地方分権を実現するには不十分なものであった。

したがって、今後改革を進めるにあたっては、今一度地方分権の理念に立ち返り、地方の自主的・自立的な行財政運営の実現に向け、国と地方の役割分担、地方のあるべき行政サービスの水準、それに伴う国と地方の税源配分や財源保障・財源調整につい

て、地方の改革案を踏まえ、地方を交えて十分な議論を行った上で、国から地方への税源移譲と権限移譲を一体的に行うべきである。

以上のことから、次のとおり三位一体の改革を実施すること。

(1) 税源移譲の実現

地方公共団体が自主的・自立的な行財政運営を確立し、地域のニーズに的確に対応するためには、現在、国・地方間における租税配分が 3 : 2 であるのに対し、実質配分ではこれが 1 : 4 と逆転している実態を踏まえ、所得税、消費税、法人税など複数の基幹税を国から地方へ税源移譲することにより、国・地方間の租税配分を是正し、地方税中心の歳入構造とする必要がある。

この趣旨を踏まえ、まずは所得税から個人住民税へ 3 兆円規模の税源移譲を確実に実施すること。

税の配分 総額 78兆円	税の実質配分 総額 78兆円
地方税 33兆円 42%	地方 63兆円 80% [地方税 地方交付税 地方譲与税 国庫支出金 等]
国税 45兆円 58%	
	国 15兆円 20%

(2) 国庫補助負担金の廃止・縮減

平成 17 年中に結論を得るとされている国庫補助負担金の改革は、地方の改革案に沿ったものとし、必ず税源移譲と一体で進めること。

公立文教施設等施設費及び公共事業関係の国庫補助負担金についても税源移譲の対象とするとともに、交付金化についても、国の関与が依然として残ることから暫定的なものとし、必ず税源移譲につなげること。

生活保護・児童扶養手当の国庫負担率引き下げのような、地方の自由度の拡大につながらず、単なる地方への負担転嫁に過ぎない国庫補助負担金の廃止・縮減は、決して行わないこと。

(3) 地方交付税の改革

昨年の政府・与党合意を踏まえ、地方団体の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確実に確保するとともに、本格的な税源移譲の際には、地方交付税原資の減少が生じることのないよう、地方交付税率の引き上げ等の措置を実施すること。また、地方交付税の改革については、地方からの意見を踏まえ、地方のあるべき行政サービスの水準について十分な議論を行った上で進めること。その際には、財源の保障機能と税源偏在の調整機能を分離することなく、

双方を重視すること。

地方財政計画と決算との乖離是正にあたっては、投資的経費と経常的経費を同時一体的に是正すること。

三位一体の改革による一般財源化措置分については、その財源保障を担保するため、地方財政計画においてその積算を明確に区分して示すこと。

(4) 第2期改革工程表の作成

真の地方分権を実現するためには、平成18年度までの改革ではその規模、内容とも不十分であり、平成19年度以降も引き続き、消費税・法人税も含めた基幹税からの税源移譲による地方分権改革に取り組む必要がある。

よって、国においては、第2期改革の具体的な工程を早期に明示し、その着実な進展を図ること。

2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

圏域の中核都市である指定都市においては、大都市としての機能や特性を十分に発揮してその責務を果たしていくことができるよう、大都市特有の財政需要を抱えていることを十分に考慮して、都市税源、特に法人所得課税、消費・流通課税などの配分割合を拡充強化すること。

保健福祉行政の充実に関する要望

1 生活保護費及び児童扶養手当給付費にかかる 国庫負担率の確保

国民の最低限度の生活を保障する生活保護制度及び母子家庭の自立に大きな機能を果たす児童扶養手当制度は、それぞれ、国が責任を持って全国画一的に実施すべきである。

したがって、国庫負担率の引き下げは、単に多大な財政負担を地方に転嫁するものであり、国の責任放棄に他ならないため、平成18年度以降においても国庫負担率の引き下げを行わないこと。

2 社会福祉施設等の整備促進及び福祉施策推進 のための財政措置等の拡充

(1) 社会福祉施策を推進するため、老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設等の着実な整備と充実を図る必要があることから、事業の実施に必要な財政措置を講ずること。

また、施設整備を促進するため、用地取得費に対する必要な財政措置等を講ずること。

(2) 地域の実情に応じた在宅老人福祉施策の推進のため、これに伴う財政措置の拡充を図ること。

また、老人保健法に基づく老人保健事業については、地方自治体の財政負担が過大なものとならないよう、大都市の実情に応じた財政措置の拡充を図ること。

- (3) 児童福祉施策の一層の推進にあたり、保育所待機児童解消のための施設整備にかかる特別措置の実施、保育所運営費の水準引き上げ、保護者負担の軽減及び放課後児童健全育成事業や保育対策等促進事業など次世代育成支援の着実な推進が図られるよう、必要な財政措置を講ずること。

また、深刻化する児童虐待に対応するため、児童虐待防止施策の充実とその財政措置の拡充を図ること。

- (4) 福祉を担う人材の量的確保及び質的向上を図るための措置を拡充すること。

3 国民健康保険財政の確立

国民健康保険財政の安定を図るため、所要の財政措置を講ずるとともに、地方負担や保険料負担の増加を招くことなく、医療保険制度の一本化を行うなど、安定的で持続可能な制度を構築するための改革を早急に行うこと。

4 介護保険制度の円滑な実施

見直し後の介護保険制度への移行にあたっては、事業を円滑に実施するため制度全般にわたる具体的な運用方針を早期に示すとともに、制度改正に関する国民への周知を国においても十分に行うこと。

また、本制度が長期的に安定した運営ができ、信頼されるものとなるよう、国の責任において、必要な低所得者対策を実施するとともに、将来にわたって地方自治体の財政負担が過重とならないよう、十分な財政措置を講ずるほか、本制度がより適切に利用される仕組みについて今後とも検討すること。

これらを行うにあたり、事前に地方自治体の意見を十分に尊重するため、意見調整の場を設けること。

5 障害者自立支援法の円滑な実施の確保

法律の施行にあたっては、地方自治体の移行準備等に配慮し、早期に情報提供を行うとともに移行に伴う事務経費等を含め必要な財政措置を講ずること。

また、利用者負担については、サービスの利用を抑制することのないよう、障害者本人及びその世帯の家計への影響を考慮し、特に低所得者に配慮した負担軽減措置を講ずること。

さらに、地域生活支援事業については、地方自治

体に過重な財政負担を生じさせることのないよう、十分な財政措置を講ずること。

6 地域保健対策の推進にかかる財政措置の充実

地域保健対策の推進にあたっては、大都市の特殊性に配慮し、その自主性を尊重するとともに、保健所の機能強化などその具体的推進にかかる十分な人材確保に対する支援と財政措置を図ること。

また、大都市における精神保健福祉施策の一層の充実を図るため、医療対策、社会復帰施設対策及び地域対策などにかかる制度の充実や地方交付税算定基準の改善により十分な財政措置を講ずること。

7 市立病院に関する財政措置の充実

救急、高度、特殊医療などの不採算診療部門を受け持つ市立病院の経営の安定化のため、また、平成16年4月1日から施行された新たな医師臨床研修制度の円滑な運営に資するため、社会保険診療報酬制度の適正化及び運営費等に対する財政措置の拡充を図るとともに、市立病院建設に対する新たな財政措置を講ずること。

また、電子カルテ等情報化整備に対する財政措置を講ずること。

8 小児救急医療体制の拡充

小児救急医療を確保するため、小児医療にかかる診療報酬を大幅に引き上げ、実態に即した適正な評価をすること。

また、小児救急医療支援事業及び小児救急医療拠点病院運営事業に対する財政措置の充実を図ること。

教育行政の充実に關する要望

1 義務教育費国庫負担制度の見直しにあたっての財政措置等

- (1) 義務教育費国庫負担制度については、政府において、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」に基づき、地方六団体の「国庫補助負担金等に関する改革案」を真摯に受け止め、8,500 億円削減の方針の下、17 年度分として半額の 4,250 億円が削減され、同額が税源移譲予定特例交付金として措置された。現在、義務教育制度に対する国の責任を引き続き堅持しつつ、費用負担についての地方案を活かす方策を検討するため、中央教育審議会において義務教育のあり方を含め幅広く検討されているところである。

見直しにあたっては、地方に負担転嫁することのないように、その所要全額について、税源移譲による財政措置を講ずること。

- (2) 基礎学力の向上と、習熟度別など個に応じたきめ細かな指導を実現するため、公立義務教育諸学校に係る標準法に定める学級編制基準の引き下げを含めた新たな公立義務教育諸学校教職員定数改善計画の早期策定、円滑な実施を図ること。

その際、将来的な教員需要にも柔軟に対応できる計画とするとともに、学習指導上、生徒指導上又は進路指導上特別の指導が行われる場合に措置される「児童生徒支援加配」の充実を図ること。

2 県費負担教職員制度の見直しにあたっての財政措置

指定都市立小・中学校・養護学校等の教職員にかかる給与費負担の移管については、その所要全額について道府県からの税源移譲が不可欠である。

税源移譲にあたっては、今後急激に増加する退職手当についても、その所要額を確保するとともに、養護学校等の設置数に応じた配慮をすること。

また、学級編制や教職員定数、教職員配置等の包括的な権限移譲をすること。

さらに、見直しにあたっては、早期に実施の時期と全体像を明確にし、準備のための十分な移行期間を設けるとともに、その際発生する経費についても国において財政措置をすること。

3 義務教育施設等の整備促進

学校規模の適正化を図り、安全で良好な教育環境を確保するため、所要額に見合う財政措置を講ずるとともに、非常災害時に対応できるよう学校施設の防災機能強化のための施策の充実を図ること。

なお、国庫補助制度の取扱いについては、中央教育審議会での審議結果を踏まえ決定することとされているが、見直しにあたっては、所要全額について税源移譲による財政措置を講ずること。

4 公立大学にかかる財政措置の拡充

国の文教施策にのっとり、教育・文化の興隆と科学技術の発展に大きく貢献する公立大学の教育・研究に必要な諸条件を整えるため、財政措置の拡充を図ること。

廃棄物処理事業の促進に関する要望

1 容器包装リサイクル法の見直し

容器包装リサイクル法については、拡大生産者責任の考え方に基づき、収集・選別等を含め、製造・販売事業者の責任のもとに実施するとともに、リターナブル容器の普及促進とデポジット制度の創設など、事業者による回収を強化するように見直すこと。

また、商品の材質表示の徹底と分別排出・再生利用が容易な製品開発を促進するとともに、非容器包装を含めた、市民にわかりやすい素材別のリサイクルとなるよう制度の見直しを行うこと。

2 廃棄物処理施設整備の充実

循環型社会の形成に向けた施設整備事業を円滑に推進するため、ごみ処理施設等の建屋部分と基幹的施設の機能回復事業及び施設周辺の余熱利用施設等の建設について、十分な財政措置を講ずること。

また、ダイオキシン類削減対策にかかる整備に対する措置を拡充するとともに、跡地への廃棄物処理施設の整備を伴わない廃棄物焼却施設の解体工事についても、十分な措置を講ずること。

3 処理困難な一般廃棄物に対する適正な処理・リサイクルの促進

有害性・危険性などの点から市町村による処理困難な一般廃棄物について、その製品の製造段階等において処理過程の安全性を確保するよう製造事業者の責務を明確にするとともに、製造・販売事業者による製品の引取り及び処理について法的な義務付けを行うなど、拡大生産者責任の考え方に基づく適正な処理・リサイクルを促進するための措置を講ずること。

4 家電リサイクル法の見直し

自治体が行う不法投棄された法対象物の回収及びリサイクル費用の負担について、関係業界等にも一定の負担を課すこと。

また、不法投棄対策の観点からリサイクル費用を製品の購入時に支払う前払い制とすること。

環境保全対策の充実に関する要望

1 市街地土壌汚染対策の推進

- (1) 国は土地所有者の負担能力が低い場合については、基金を通じた助成を行うとしているが、汚染原因者であっても負担能力が低い場合は助成対象に加えるとともに、汚染原因者負担の原則を維持しつつ、基金が有効に活用されるよう、制度の見直しを早急に行うこと。

また、政府系金融機関の融資限度額の割合の増加、償還期間の延長など融資制度を拡充すること。

- (2) 工場と住宅等とが混在している大都市において狭い土地に対応でき、かつ資金力に乏しい事業者が低コストで行える実施可能な処理技術を確立すること。

2 地球温暖化対策の推進

- (1) 地球温暖化対策を推進するため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地方自治体の取り組みや地域協議会の運営に対して財政措置を講ずるとともに、新エネルギーの技術開発及び新エネルギー施設導入促進のための助成措置や優遇措置の拡充を図ること。

また、吸収源対策や国民への地球温暖化対策の

普及啓発として、都市緑化等を推進するための助成措置の拡充を図ること。

- (2) 乗用車の燃費基準をさらに強化するとともに、大型車(車両総重量2.5 t超)に係る燃費基準を創設し、車両重量化の抑制や重量車の一層の燃費改善を図るため、欧米で既に実施されている「平均燃費規制」を追加導入すること。

また、アイドリング・ストップ装置の標準装備化を自動車メーカーに働きかけること。

3 自動車排出ガス対策の推進

- (1) 自動車交通に起因する大気汚染対策を推進するため、使用過程車の規制を強化するとともに、中央環境審議会第八次答申に示された自動車排出ガス規制の早期実施を図ること。

また、自動車NOx・PM法の車種規制の実効性の確保を図るため、対策地域外においても規制適合車両への転換を推進するとともに、対策地域内への流入車についても規制対象とすること。

- (2) CNG車など低公害車の普及を促進するため、導入及び燃料供給施設整備に対する補助制度の拡充強化を図り、税制上の優遇措置を継続するとともに、有料道路の減免など優遇措置を強化すること。

雇用対策に関する要望

1 雇用施策の推進にかかる大都市の役割の明確化と必要な財政措置

国・都道府県・市町村が行う雇用施策の重複を避けるため、それぞれの役割分担を明確にし、権限移譲するとともに、必要な財政措置を講ずること。

2 自発的に地域の雇用創造に取り組む市町村に対する適切な財政措置

雇用失業情勢の改善と雇用のミスマッチ解消に向けた取り組みをより一層推進するため、自発的に地域の雇用創造に取り組む市町村に対し、適切な財政措置を行うこと。また、地域雇用創造支援事業については、採択要件を緩和するとともにそれに伴う事業費の増額を図ること。

3 雇用保険の被保険者以外の求職者に対する支援施策の実施

求職活動にあたって非常に不利な状況にある自営廃業者など、雇用保険の被保険者以外の求職者に対して、セーフティネット又は総合的な雇用対策としての支援施策の実施並びに必要な財政措置を講ずること。

震災対策等に関する要望

1 震災対策の推進

公共建築物や公共構造物の耐震診断、耐震補強のための改修・改築を推進するため、財政措置の拡充強化を図り、必要な事業費を確保すること。

また、災害発生時における避難地・防災拠点となる防災公園等の整備を早期に推進するため、速やかに必要な財政措置を講ずること。

2 水害対策の推進

都市型水害対策における、雨水流出抑制策の一層の推進など、河川や下水道をはじめ都市全体で取り組む総合的な水害対策を推進するため、財政措置の拡充強化を図り、必要な事業費を確保すること。

3 総合的な支援体制の充実

消防・救急無線、防災行政無線のデジタル化の整備や、防災活動拠点として重要性を持つ消防庁舎等の整備について、財政措置の拡充強化を図ること。

大規模、特殊災害等に対応する体制を強化するため、緊急消防援助隊の整備強化に関する財政措置の充実強化を図るとともに、部隊編成状況、出動実績等を勘案した補助制度を確立すること。

災害発生時における、情報の収集・提供等のシステムの構築などを推進するため、財政措置の拡充強化を図ること。

被災者は災害の規模に関係なく等しく支援を必要としており、また、生活再建のためのニーズは多様であるため、より多くの被災者の自立的な生活が迅速かつ確実に再建できるよう、被災者生活再建支援法の対象となる被害基準の拡大や被害認定基準・所得要件・年齢要件の緩和、支給限度額の引き上げ、住宅本体の建築費等対象経費の拡大など制度のより一層の充実を図ること。

国民保護に係る業務に関する要望

1 財政上の措置

今後、地方公共団体が国民の保護のための措置の実施にあたって必要となる資機材の整備等に要する費用並びに地方公共団体の負担とされる人件費や管理及び行政事務の執行に要する費用等について、国の責任において必要な財政措置を講ずること。

2 N B C 攻撃による被害想定及びこれに基づく対応策

核兵器等、生物兵器及び化学兵器による攻撃については、甚大な被害が予想される。

国が示す基本指針では、これら攻撃による具体の被害想定及びこれに基づく対応策が示されていないことから、地方公共団体の行う国民保護計画の作成や国民の保護のための措置の実施に反映できるよう、その被害想定及びこれに基づく対応策について、国の責任において十分な研究を行い、早期に示すこと。

大都市交通事業に関する要望

1 地下高速鉄道等にかかる財政措置

- (1) 地下高速鉄道の新線整備及びバリアフリー化等を目的とする大規模改良工事を推進するため、道路特定財源の一層の活用などにより、財政措置の拡充を図ること。

地下高速鉄道整備費補助制度については、地下鉄建設に対する公的支援の根幹をなす制度であり、地下鉄の整備拡充に支障をきたすことのないよう、補助金の10%削減を行わないこと。

また、ニュータウン鉄道等におけるバリアフリー化等を目的とする大規模改良工事を推進するため、補助率を地下高速鉄道と同等とするなど、補助制度の拡充及び所要の財源措置を講ずること。

ニュータウン鉄道、新交通システム等についても、補助金の5%削減により地方負担が増加することのないよう、所要の財政措置を講ずること。

- (2) 既設線の機能強化、保安度の向上及び新線建設等に伴う大規模改良工事について、所要の財政措置を講ずること。

また、新たな地下鉄道の火災対策の基準に適合させるために設置する、駅の避難通路及び排煙設

備等の整備を推進する工事について、財政措置の拡充を図るとともに車両の改修についても補助対象とするよう、財政措置の拡充を図ること。

- (3) 経営基盤の整備及び事業の安定化のため、高金利で借り入れた公営企業金融公庫資金について、借換措置を拡充するとともに、特に政府資金についても、公庫資金同様の借換措置等を認めること。

2 バス事業にかかる財政措置

- (1) 大都市におけるバス輸送の効率化と利用者の利便向上を図るため、バスレーンの拡充・カラー舗装化等バス優先化対策を推進し、バス停周辺の道路環境整備を行うとともに、ノンステップバスの導入、バス走行環境改善システム整備等のバス利用促進等総合対策事業について、自動車NOx・PM法により車両の更新が増加することも踏まえ、財政措置の拡充を図ること。
- (2) 環境対策を推進するため、低公害車普及促進対策事業について、恒常的に道路特定財源を活用するなど、財政措置の拡充を図るとともに、低公害車等の運行・維持管理費についても所要の財政措置を講ずること。

3 公共交通機関のバリアフリー化の促進

「高齢者・身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」に基づく地下鉄・バスの旅客施設・車両等のバリアフリー化に要する費用について、財政措置の拡充を図ること。

都市基盤の整備促進に関する要望

1 下水道整備の促進

- (1) 老朽施設の改築・再構築、浸水対策、施設の耐震性の向上、合流式下水道の改善、下水の高度処理及び下水道資源・施設の有効活用のための制度拡充を図ること。特に、老朽施設の改築・再構築については、安定した財源の確保がなされるよう制度の改善及び拡充を図ること。

また、高度処理経費についての新たな財政措置を講ずること。

- (2) 平成 1 7 年度の臨時特例措置となっている高金利対策分の借換債については、その必要性にかんがみ、平成 1 8 年度以降も延長するとともに、公営企業借換債の要件の緩和等、金利負担を軽減するための制度の拡充を図ること。また、下水道施設の耐用年数に応じた地方債の償還年数の延長を図ること。

2 道路整備の促進

- (1) 社会経済活動の中核をなす大都市において、都市基盤施設である道路整備が不十分であることから、重点的、効率的な道路整備を進めるため所要の財政措置を講ずるとともに、引き続き道路特定財源の確保を図ること。

- (2) 道路特定財源の基本理念である受益と負担の原則に基づき、多額の道路特定財源諸税を負担している大都市への配分の拡大を、より一層図ること。
- (3) 国家的施策として実施されながら、地方公共団体に対して個別に財政負担を課す国直轄事業負担金については、廃止すること。

特に、維持管理費について、本来の管理者である国の全額負担とし、地方負担金を直ちに廃止すること。

3 都市河川整備の促進

近年頻発している都市水害への備えを充実するため、地域住民の生活に密着した都市河川の整備について、所要の財政措置を講ずること。

4 都市公園の整備及び緑の保全・創出の推進

- (1) 良好な都市環境の保全・創出や大震火災等に対する安全性の確保等、都市住民の生活を支える多様な役割を担う都市公園の整備等をはじめとする緑とオープンスペースの確保及び水と緑のネットワークの形成に関して、社会資本整備重点計画に基づき、必要な事業費を確保するとともに、財政措置の拡充を図ること。

また、防災公園等の用地確保の推進のために必要な財政措置の拡充を図るとともに、都市公園の整備にかかる地方財源の確保と負担軽減を図ること。

(2) 都市における緑地の保全・育成及び都市緑化を早急かつ積極的に推進するため、必要な事業費を確保するとともに、地方財源の確保と負担軽減を図ること。

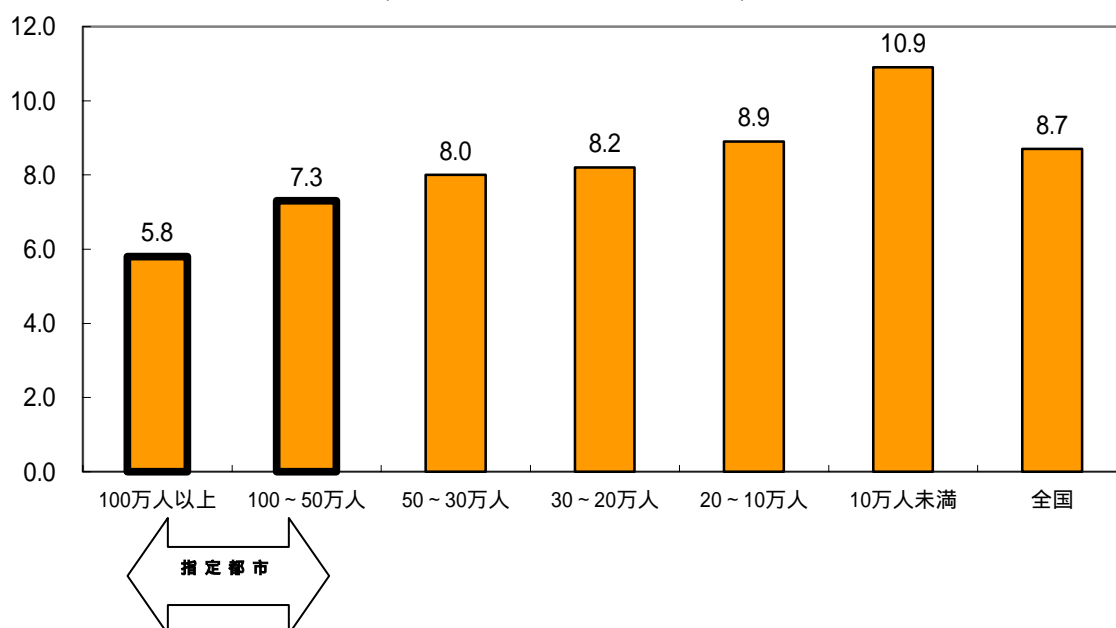
(3) 景観緑三法の目的の実現のために、都市における緑地の保全、緑化推進にかかる税制上の優遇措置のさらなる拡充と施策の充実を図ること。

また、特に、借地公園に対する相続税の土地評価にかかる評価減等、税制上の優遇措置の拡充を図ること。

社会資本整備重点計画における重点目標の達成状況

項 目	平成 15 年 度末実績
都市域における水と緑の公的空間確保量 【H19までに約1割増 12 m ² /人(H14) 13 m ² /人(H19)】	約 2 % 増
一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが確保された大都市の割合【約 9 % (H14) 約 25 % (H19)】	約 1 0 %

一人当たり都市公園等面積(m²) H16.3.31現在
(緑の政策大綱による目標:20m²)



港湾施設の整備促進に関する要望

1 効率的な施設整備の推進と既存施設の有効活用

地域の実情に応じた効率的・重点的な港湾施設整備を推進するとともに、老朽化が進む既存港湾施設の適切な維持管理に向けた支援措置を講ずること。

2 環境負荷の低い海上輸送への転換推進

複合一貫輸送に対応した内貿ターミナルの整備を図り、地球環境への負荷の低い海上輸送へのモーダルシフトを推進すること。

3 災害に強い港づくりの促進

安全な都市・生活基盤作りに資する災害に強い港づくりを図るため、港湾施設の耐震強化と港湾海岸高潮対策施設の整備を推進すること。

4 個性あるみなとまちづくりの推進

我が国の美しい地域景観資源等を生かし、観光を通じた地域間の交流と地域社会の活性化を促進する「個性あるみなとまちづくり」や地域再生の推進のため、地域ニーズに対応した支援措置を講ずること。

住宅対策の充実に関する要望

1 公的住宅供給の推進

公営住宅をはじめとする公的住宅は、景気回復の遅れ、少子・高齢社会の進展等の現社会情勢下、大都市におけるその役割がより一層重要となっているので、引き続きその供給に必要な措置を講ずること。

2 住環境整備と市街地住宅供給の促進

住環境の整備及び良好な市街地住宅供給を促進するとともに、災害に強い安全なまちづくりを進めるため、住宅市街地総合整備事業をはじめとする各種事業の推進に必要な措置を講ずること。

3 市街地再開発事業の推進

市街地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、住宅供給を促進するため、市街地再開発事業の推進に必要な措置を講ずること。

上水道事業の促進に関する要望

1 健全財政の確保に対する財政措置の拡充

水道事業経営基盤の安定を図るため、水源開発、高度浄水施設整備事業、及び老朽化した基幹水道施設の再構築事業等、水道整備事業の推進にあたって、健全財政の確保に資する所要の財政措置を講ずること。

2 災害対策の推進に対する財政措置の強化

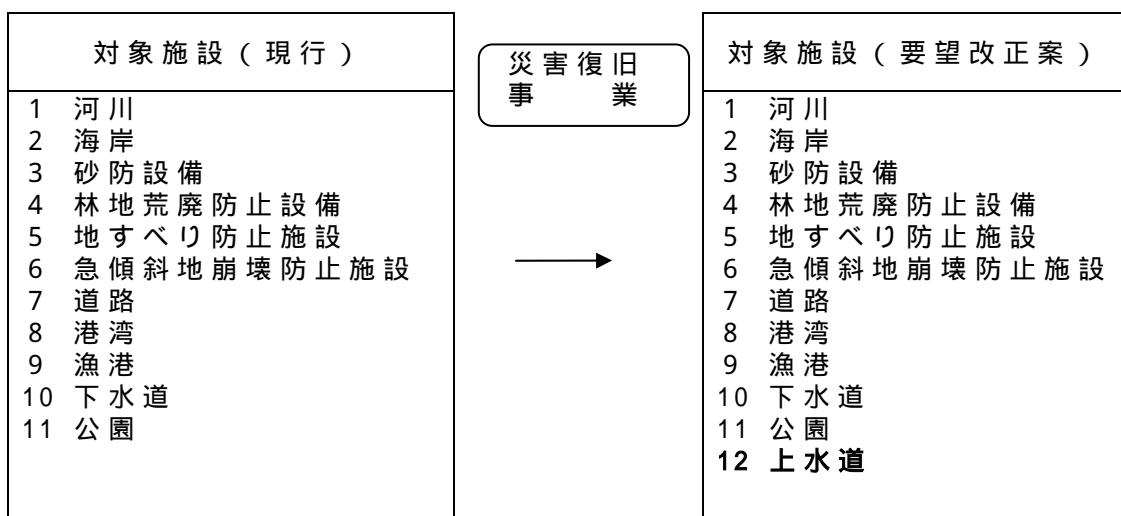
- (1) 水道施設のライフライン機能を強化するため、管路の耐震化や配水池容量の増大をはじめとする緊急時給水拠点確保等のための事業、並びに貯水施設、浄・配水施設の耐震性を強化するための事業の推進に資する所要の財政措置を講ずること。
- (2) 水道施設の安全強化のための施設整備事業、並びに平成 11 年度限りとなっていた水道施設緊急支援事業については、その必要性の高さにかんがみ、事業の実施のために必要な財政措置を講ずること。
- (3) 上水道安全対策事業にかかる一般会計出資制度について、施策実施期間の延長や管路の耐震性強

化事業に対する出資制度の復活など、より一層の制度拡充と必要な財政措置を講ずること。

- (4) 災害時における迅速な復旧を図るため、水道施設を「激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律」第3条に規定する災害復旧事業の対象施設とすること。

「激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律」
第3条の規定による災害復旧事業

(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定を適用する災害復旧事業)



平成 18 年度国家予算に関する重点要望

国の来年度の予算編成について、非常に厳しい情勢にあることは承知していますが、本要望は、指定都市として大都市行政を推進するうえで、国の協力が必要な事項を厳選したものです。

とりわけ、下記の事項について、格段の配慮をされるよう強く要望します。

記

- 1 国から地方への税源移譲・権限移譲を基本とする三位一体の改革の実施
地方の自主的・自立的な行財政運営の実現に向けて、国から地方への税源移譲・権限移譲を基本とする三位一体の改革を実施するよう要望する。
 - (1) 地方公共団体が自主的・自立的な行財政運営を確立し、地域のニーズに的確に対応するため、所得税・消費税・法人税など複数の基幹税を国から地方へ税源移譲することにより、国・地方間の租税配分を是正し、地方税中心の歳入構造とする必要がある。

この趣旨を踏まえ、まずは所得税から個人住民税へ 3 兆円規模の税源移譲を確実に実施すること。
 - (2) 平成 17 年中に結論を得るとされている国庫補助負担金の改革は、地方の改革案に沿ったものとし、必ず税源移譲と一体で進めること。

公立文教施設等施設費及び公共事業関係の国庫補助負担金についても税源移譲の対象とするとともに、交付金化についても、国の関与が依然として残ることから暫定的なものとし、必ず税源移譲につなげること。
 - (3) 昨年の政府・与党合意を踏まえ、地方団体の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確実に確保するとともに、本格的な税源移譲の際には、地方交付税原資の減少が生じることのないよう、地方交付税率の引き上げ等の措置を実施すること。また、地方交付税の改革については、地方からの意見を踏まえ、地方のあるべき行政サービスの水準について十分

な議論を行った上で進めること。その際には、財源の保障機能と税源偏在の調整機能を分離することなく、双方を重視すること。

地方財政計画と決算との乖離是正にあたっては、投資的経費と経常的経費を同時一体的に是正すること。

三位一体の改革による一般財源化措置分については、その財源保障を担保するため、地方財政計画においてその積算を明確に区分して示すこと。

- (4) 真の地方分権を実現するためには、平成18年度までの改革ではその規模、内容とも不十分であり、平成19年度以降も引き続き、消費税・法人税も含めた基幹税からの税源移譲による地方分権改革に取り組む必要がある。

よって、国においては、第2期改革の具体的な工程を早期に明示し、その着実な進展を図ること。

2 生活保護費及び児童扶養手当給付費にかかる国庫負担率の確保

生活保護制度及び児童扶養手当制度は、国の責任で全国画一的に実施すべきであり、国庫負担率の引き下げは、単に多大な財政負担の地方への転嫁と国の責任放棄に他ならないため、平成18年度以降においても国庫負担率の引き下げを行わないこと。

3 県費負担教職員制度の見直しにあたっての財政措置

指定都市立小・中学校・養護学校等の教職員にかかる給与費負担の移管については、その所要全額について道府県からの税源移譲が不可欠である。

また、学級編制や教職員定数、教職員配置等の包括的な権限移譲をすること。

平成17年7月

指 定 都 市